

阿波かつうらブランド認証品募集要項

阿波かつうらブランド認証制度とは

勝浦町産品の中から、独自の魅力を持った優れた産品を、阿波かつうらブランドとして認証し、ブランドを活用した町の魅力発信と町内産業の振興を図り、地域活性化につなげることを目的としています。

【 募集期間 】 令和5年7月10日（月）～8月31日（木）

【 認証の対象 】

(1) 認証の対象は、次のいずれかに適合するものとします。

- ① 勝浦町内で収穫される産品を主な原材料に使用又は加工したもの
- ② 勝浦町内の事業所で製造されるもので地域に根付いたもの
- ③ 産品・商品の特徴づけるものが独自のものであることが明白なもの
- ④ 勝浦町をPRすることに適したストーリー性を持っていると認められるもの

(2) 認証は1事業者につき5品目までとします。

※同じ品目で味、形、色等に相違があっても同一品目と認められる場合は、1品目とします。

【 申請対象者 】 申請対象者は町内に在住又は町内に主たる事業所を置く事業者

【 認証期間 】 認証の日から2年間

ただし、①～④のいずれかに該当する場合は認証を取り消すことがあります。

- ① 虚偽の申請により認証を受けたとき
- ② 認証マークを不適正に使用したとき
- ③ 認証の取り消しの申し出があったとき
- ④ その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき

【 審査及び認証 】 次の項目を審査し、結果を基に認証の決定を行います。

①品質 ②商品ストーリー ③独自のこだわり ④安心安全への取組 ⑤販売実績

※⑤は、既に販売している商品のみ

【 認証後について 】

(1) 認証後の責務

認証を受けた事業者には、「阿波かつうらブランド推進協議会」に会員登録していただき、阿波かつうらブランドづくりの推進への協力をお願いします。

(2) 阿波かつうらブランド推進協議会の会員特典

- ① 認証された商品は、阿波かつうらロゴマークを表示することができます。
- ② イベント出店補助
- ③ 商品開発支援
- ④ 認証品のPR支援（ホームページ、パンフレットへの掲載等）
- ⑤ イベント出店時や宣伝活動の際ののぼり、法被など販促物の貸出

【申請方法】

申請書に必要事項を記入し、企画交流課まで応募してください。

(1) 提出書類等

- ① 阿波かつうらブランド認証申請書
- ② 認証を受けようとする商品のサンプル ※食品は返却しません。
- ③ 販売実績調書 ※既に販売している商品のみ

(2) 提出方法 勝浦町企画交流課へ持参又は郵送

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地

TEL:0885-42-2552 mail:kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp

(3) 申請書記入上の注意

記入にあたっては、具体的かつ簡潔にわかりやすくお書きください。また、応募商品のサンプル提出が困難な場合は、添付する写真を成分表示など内容が読み取れるものとしてください。

(4) 認証に係る費用

- ① 認証申請料は無料です。
- ② サンプルの提供に関わる費用は応募者負担となります。
- ③ 認証商品に阿波かつうらロゴマークを使用する際は、JPG データを無償提供します。
- ④ 阿波かつうらブランド推進協議会の会費は、令和 5 年度及び令和 6 年度については無料となります。

【留意事項】

- (1) 消費者に商品などの品質、価格、商標、意匠等について誤認を与える虚偽若しくは誇大な表示や表現をした商品は、認証対象外です。なお、効能、効果などの表示があるものは、公的機関により証明されていることがわかる書類等を添付してください。
- (2) 申請書に記載された応募商品名や説明、添付された写真などを勝浦町及び阿波かつうらブランド推進協議会のホームページや制作物などの広報記事に使用することをご了承ください。
- (3) 食品のサンプルにつきましては、見た目の審査用 1 個と試食用 6 人分程度のご提供願います。(試食用は小分けして 6 人分をご用意ください。1 人 1 個は必要ありません。)

<お問い合わせ先>

勝浦町企画交流課

TEL : 0885-42-2552 FAX : 0885-42-3028

Mail : kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp

<阿波かつうら推進協議会に関するお問い合わせ先>

阿波かつうら推進協議会事務局 ((一社) 勝浦町地域活性化委協会内)

TEL : 0885-42-2216 FAX : 0885-42-2217